

工場主ニ於テハ 日本化學勞働組合加盟者タル 川村武夫、前藤
博父既報暴行事件干係者タリニ群人凶謀根外十六名ニ解雇シ
臨時工ヲ雇入作業継続中ニシテ異狀ナシ他方解雇者ナリ解雇
手當等ノ要求等ナシ

勞働者側、勸諭

既報、如ク工場主完ニ迄ケル 暴行事件ニ付テ 所轄署ニテハ各
干係者ヲ留置取調中ナリシカ立派者川村武夫ヲ除キ加誦放還
セルモ自己一派ヲ感シタルモノ、如ク工場主ニ対スル手當等
ノ要求ヲ為サ久四散セリ

狀況敘上、如ク本爭議ハ自然消滅ト認メラル

右及申(通)報候也

勞組第六四號

昭和六年三月四日

監視總監 九山 鶴吉

二・二五 解決 三・三

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 宮殿

各廳府縣長官殿

(八大廳府縣)

全協

鵠飼硝子工場勞働争議二閱入件 (第一報ハ發生)

「日本化學」

- 要旨
(1) 標記工場ハ毎年六、七月二回ニ一割五分値下シタル之現在未払金五百四十
(2) 復業員二十二名ハ工場主、不振ヲ知悉シル之外部ヨリ日本化學ノ煽動ニヨリ去月
十五日要水書提出ト共ニ罷業中

標記工場勞働争議發生狀況左記、通
記

637
22/2